

## 第48回石巻市都市計画審議会議事録

1 日 時 令和7年2月3日(月) 午前10時00分～午前11時30分

2 場 所 石巻市ささえあいセンター 3階 ささえあいホール

3 1号委員 高橋 武徳委員  
高橋 千代恵委員  
丸岡 泰委員  
白土 典子委員  
畠山 雄豪委員(欠席)

2号委員 山口 荘一郎委員  
千葉 正幸委員  
鈴木 良広委員  
星 雅俊委員

3号委員 齊藤 喜浩委員(代理 石井 貴範 副所長)  
中嶋 吉則委員(代理 阿部 正弘 総括次長)  
赤間 博之委員(代理 佐藤 康治 交通課長)  
荻谷 智大委員  
田中 雅子委員  
齋藤 志穂委員(欠席)

事務局	市長	齋藤 正美
	建設部 理事兼次長	大壁 勇彦
	次長	今野 正太郎
	都市計画課	
	参事兼都市計画課長	安藤 隆
	課長補佐兼都市計画係長	相原 春彦
	技術課長補佐	
	兼街路・技術管理係長	小山 茂基
	主任技師	阿部 幸嗣
	主任技師	佐島 優貴恵
	主事	伊藤 壮一朗
	技師	高橋 悠太

傍聴者 なし

4 議 題

第174号議案 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更  
(宮城県決定)

第175号議案 河北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更  
(宮城県決定)

## 5 議事の概要

第174号議案 賛成多数により、原案どおり承認された。

第175号議案 全員の賛成により、原案どおり承認された。

## 6 会議経過

午前11時30分 閉会

### 【司会】

会議の開会に当たり、皆様をお願いを申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますようお願い申し上げます。また、本日の次第4、議題以降、会議での写真等の撮影、録画録音は、事務局が行うものを除き、御遠慮いただいておりますので、御協力をお願いします。それでは、ただ今から第48回石巻市都市計画審議会を開会いたします。本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。私は、本日司会を務めます、石巻市建設部都市計画課小山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、まず初めに本日の資料を確認させていただきます。本日次第をお配りしておりますが、次第の裏面に配布資料の一覧を記載しております。「資料NO.1 議案書」及び「資料NO.2 参考資料」は事前に送付してございますが、それ以外に本日お配りしました水色の表紙の資料NO.1 議案書、資料NO.2 参考資料を含めて不足等ございませんでしょうか。

ここで、代理出席について委員の皆様にお諮りいたします。代理出席の方については、行政機関からの選出委員であり、本日の会議について委員名での委任状を提出いただいております。従いまして、本日開催の審議会の委員として、御承認頂く事よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

### 【司会】

ありがとうございます。それでは、ここで本日の審議会の成立について、御報告を申し上げます。石巻市都市計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができないこととなっております。本日は、委員全員で15名中、本人出席が10名、代理出席が3名で、委員の過半数以上の出席をいただいておりますので、本会議は成立しておりますことを御報告いたします。

それではここで齋藤市長より挨拶申し上げます。

**【齋藤市長】**

第48回石巻市都市計画審議会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中、御出席を賜り誠にありがとうございます。

また、日頃から本市の都市計画行政をはじめ、各般にわたり多大なる御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日の審議会は、「石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」、「河北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」の2議案についてお諮りするものです。

今回お諮りする「整備、開発及び保全の方針」は、通称「都市計画区域マスタープラン」と呼ばれ、都市計画の目標をはじめ、土地利用や都市施設の整備などの方針を示したものであり、今後の石巻市の都市計画を定める際の基本的な指針となるものでございます。委員の皆様様の様々な視点から、忌憚のない御意見をお願い申し上げます。簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

**【司会】**

ありがとうございました。齋藤市長は別公務のため、ここで退席させていただきます。

それでは、議事に入る前に、お手数をおかけいたしますが、議案書の訂正について御説明いたします。事務局よりお願いします。

**【事務局】**

都市計画課相原と申します。私の方から訂正内容について御説明いたします。着座にて失礼いたします。

本日お諮りいたします内容は、宮城県決定の内容となっております。内容において多岐にわたり、予めお目通しいただきたく、事前に議案書等を送付しておりましたが、宮城県と国との事前協議が完了し、内容に訂正等がございました。訂正版の資料につきましては、水色の表紙の資料NO.1 議案書及び資料NO. 2 参考資料を、本日お配りしておりますが、事前に送付させていただいた内容からの訂正箇所について、御説明いたします。

はじめに、宮城県からの意見聴取の依頼文書の訂正です。本日お配りしました、水色の表紙の資料NO. 1 議案書、1ページをお開きください。令和7年1月31日付け都市計第434号にて正式に依頼がありましたので差し替えております。回答期日は令和7年2月14日（金）までとなっております。次のページをお開きください。こちらは今回の変更にかかる理由書となっております。一部記載が変わっておりますが、内容については変わっておりません。55ページをお開きください。こちらは河北都市計画区域分となります。令和7年1月31日付け都市計第438号で、こちらも令和7年2月14日（金）までの回答期日となっております。次のページに変更理由書がございますが、石巻広域と同様の変更理由となっております。

続きまして、議案書の訂正箇所について、御説明いたします。本日お配りしましたピンク色の表紙「第48回 石巻市都市計画審議会訂正箇所一覧表」と、お手数ですが事前送付しておりました資料NO. 1の議案書を御用意願います。訂正箇所一覧表の1ページ目が変更

前後の一覧表に、2ページ目以降が訂正箇所を示したものになっております。議案書15ページをお開きください。174号議案の訂正となります。□市街化区域の規模についての表のうち、石巻市の基準年に、「3, 346. 1ha」とございますが、正しくは「3, 325. 4ha」となり、それに伴い、基準年の合計も「4, 438. 8ha」から「4, 423. 1ha」に訂正されました。訂正箇所一覧表の番号2につきましては、参考資料のみ訂正となりますので、後ほど御確認ください。次に、20ページをお開きください。□商業地配置の基本方針についての表のうち、一番下の幹線沿道商業地文末のとじかっこは誤記のため削除されました。次に、22ページをお開きください。6・7行目、2段落目の最後の行ですが、「湊地区」の前に「石巻漁港周辺の」と追記されました。次に、25ページをお開きください。12行目、ウ) 都市サービス型流通業務地の説明に、「石巻河南I.C.周辺の蛇田地区及び石巻市須江地区」とございますが、「及び石巻市須江地区」が削除されました。次に、30ページをお開きください。12行目、2) の1段落目、4行目に「産学官の連携よる」とございますが、正しくは「産学官の連携による」となります。訂正箇所一覧表の番号7につきましては、参考資料のみ訂正となりますので、後ほど御確認ください。次に、50ページをお開きください。3行目、説明文の2行目中、「避難場所・災害応急活動拠点や追悼・鎮魂の場を」とございますが、「や追悼・鎮魂の場」が削除されました。

続きまして、175号議案の訂正でございます。60ページをお開きください。□都市づくりの基本方針のうち、中段の表に【潤い豊かな生活環境の整備】とございますが、【潤い豊かな生活環境の維持保全】に訂正されました。右側61ページを御覧ください。図面右下凡例の上にカッコ書きで「潤い豊かな生活環境の整備」とございますが、こちらも【潤い豊かな生活環境の維持保全】に訂正されました。

訂正については以上となります。訂正箇所で何か不明な点はございませんでしょうか。事前に資料を配布、御確認いただいておりますので、訂正箇所について御説明させていただきましたが、本日は内容を訂正しました改訂版や参考資料にて、御説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

#### 【丸岡会長】

それでは次第の3、報告から始めます。第47回石巻市都市計画審議会議案の処理について、事務局から説明をお願いいたします。

#### 【事務局】

建設部都市計画課長の安藤でございます。私から、前回の第47回石巻市都市計画審議会議案の処理結果について御報告させていただきます。表紙番号1、議案書を御用意ください。めくって頂き、会議次第の次のページ、右上に「報告」と記載されたページを御覧願います。第47回石巻市都市計画審議会は、昨年10月2日に開催し、第170号議案から第173号議案の4議案について御審議をいただき、いずれも原案どおり承認をいただいたところであります。告示日はすべて令和6年11月6日付けで、告示番号は、石巻広域都市計画用途地域の変更【大橋地区】については、石巻市告示第351号、石巻広域都市計画準防火地

域の変更【大橋地区】については、石巻市告示第352号、石巻広域都市計画地区計画の変更【大橋地区】については、石巻市告示第353号、石巻広域都市計画地区計画の変更【蛇田西部地区】については、石巻市告示第354号を以って、それぞれ都市計画の決定をしております。

報告については以上でございます。

#### 【丸岡会長】

委員の皆様から何かございますか。

それでは、次第の4、議題に入ります。

まず初めに、第174号議案、石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（宮城県決定）、から審議したいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。

#### 【事務局】

議題に入る前に、本日お諮りします2議案の概要について、御説明いたします。着座にて失礼いたします。

資料No. 3参考資料にて御説明いたしますので、資料No. 3参考資料の1ページをお開きください。【石巻広域都市計画区域】及び【河北都市計画区域】の「整備、開発及び保全の方針」は、宮城県が概ね5年に一度実施している「都市計画に関する基礎調査」に基づき、人口動向や産業規模などの調査結果を反映し、前回令和元年5月に告示した内容からの見直しを図るもので、今回は第8回目の見直しになってございます。下の図は、宮城県内の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の策定状況を示したものでございます。宮城県には、12の都市計画区域があり、都市計画区域ごとに宮城県が「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を策定しております。そのうち、本日お諮りしますのは、赤枠で旗揚げしております、【石巻広域都市計画区域】及び【河北都市計画区域】の「整備、開発及び保全の方針」の見直し内容についてでございます。

2ページをお開きください。「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」とは何に基づく方針で、何を示すものであるか、御説明いたします。平成12年5月に都市計画法が改正され、すべての都市計画区域において「整備、開発及び保全の方針」、通称「都市計画区域マスタープラン」を都道府県が策定することになりました。この都市計画区域マスタープランは、都市計画の目標をはじめ、土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業に関する主要な都市計画の方針を明示したものであり、今後の都市計画を定める際の基本的な指針となるものでございます。今御説明させていただきました宮城県が策定する「石巻広域都市計画区域マスタープラン」と石巻市が策定する「石巻市都市計画マスタープラン」は同じマスタープランという名称ではありますが位置付けが異なります。詳しくは次ページにて御説明させていただきます。なお、次ページ以降「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、「都市計画区域マスタープラン」に読み替えて説明させていただきますので、御了承願います。

3 ページをお開きください。こちらは「都市計画区域マスタープラン」の位置付けを示したものでございます。青色で着色された部分の「都市計画区域マスタープラン」は、宮城県の総合計画である「新・宮城の将来ビジョン」を上位計画とし、都市計画の基本的な方向性を示すものでございます。今回お諮りする2議案は、この「都市計画区域マスタープラン」でございます。さらに、市町村が策定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」、通称「市町村都市計画マスタープラン」は、宮城県が定める「都市計画区域マスタープラン」と「市町村の建設に関する基本構想」つまり総合計画に即して定めることとなっており、より具体的な都市計画の方針を示すものとなっております。石巻市では「石巻市都市計画マスタープラン」がこれに該当いたします。4 ページをお開きください。「都市計画区域マスタープラン」の基本的な構成を示したものでございます。「都市計画区域マスタープラン」は、大きく3つの項目で構成されております。1つ目は都市づくりの基本理念などを定める「都市計画の目標」、2つ目は「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」、3つ目は土地利用や都市施設などの都市計画の項目ごとに方針を示した「主要な都市計画の決定の方針」でございます。

以上、これらの3つの項目をさらに細分化し、「都市計画区域マスタープラン」が構成されております。

5 ページをお開きください。こちらは、宮城県が変更決定・告示するまでの手続きの流れを示したものでございます。グレーに着色された部分は既に完了している項目であり、令和6年10月に住民説明会を開催、その後、国との事前協議を経て、今回、宮城県より本市に対し意見照会があったことから、本市としての意見を回答するにあたり、本日、都市計画審議会にお諮りするものでございます。なお、市町への意見照会とは別途、案の縦覧が予定されており、住民からの意見も踏まえ、宮城県の都市計画審議会に付議され、国との協議を経て、令和7年5月下旬に変更決定・告示という流れになっております。

以上が、本日お諮りします2議案の概要でございます。

それでは、第174号議案「石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更について、御説明いたします。はじめに、本日お配りした水色の表紙、資料No. 1 議案書の2ページをお開きください。「石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」の計画書でございます。「2 変更理由」ですが、「人口減少及び超高齢社会の進行に対応した「集約型都市構造」の形成の推進と各地域拠点間を結ぶ交通ネットワークの維持・充実、「新・宮城の将来ビジョン」に掲げる富県宮城の実現などに向けて、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を見直すもの」であります。

それでは見直しが行われた箇所の説明をさせていただきますので、本日お配りした資料No. 4 説明資料の1ページをお開きください。こちらの資料は資料No. 2 参考資料の4ページから17ページまでの見直しの主なポイント等を整理し、さらに石巻市で策定している「石巻市都市計画マスタープラン」への影響を取りまとめたものとなっております。「(1) 都市づくりに求められている課題」については、近年、頻発化・激甚化する災害への対応を位置づけ、復興事業に伴う移転元地等の有効活用を位置づけ、交流人口と関係人口の拡大を

追記しております。「(2) 見直しの方針」については、交通ネットワークの形成と、歩いて暮らせるまちづくりの実現を追記、移転元地や復興事業で整備された宅地等の有効活用により、交流人口・関係人口の拡大と地域活力創出を追記、頻発化・激甚化する災害への対策を講じ、安全で安心して暮らせるまちづくりの実現へ見直し、富県躍進の実現へ見直しを行っております。今回の見直しによる本市の都市計画マスタープランへの影響についてですが、まちづくりの基本目標に記載の内容から読み取れることから、この「整備、開発及び保全の方針」との整合は図られており、見直しの必要性はないと考えております。なお、これ以降の説明資料において、石巻市都市計画マスタープランについては「都市マス」、「整備、開発及び保全の方針」については「整開保」と記載し、さらに「都市マス」及び「整開保」と読み替えて御説明をさせていただきますので、御了承願います。また、今回見直しした整開保の各項目について、都市マスへの影響はないと考えおり、2ページ以降は整開保の見直し箇所のみ説明とさせていただきます。

続きまして、2ページをお開きください。①についてですが、コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造の実現と合わせ、多くの人にとって暮らしやすい「歩いて暮らせるまちづくり」の実現へと見直しを行っております。②については、震災からの復興に伴う移転元地や復興事業で整備された宅地等の有効活用により、交流人口・関係人口の拡大と地域活力創出を追記しております。③については、新たに形成されたコミュニティの維持・充実と震災の記憶・伝承に係る対策を追記、また、近年、頻発化・激甚化する水災害に対応するため「流域治水」の取組推進によるハード・ソフト両面からの対策を講じ、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進へ見直ししております。

3ページをお開きください。④については、全線開通した三陸縦貫自動車道を中心とした道路ネットワークの活用と周辺道路の整備を行い、既存用地に加えて、移転元地及びその周辺を中心とした新たな産業系土地利用を促進する旨追記、石巻港区や工業拠点等への企業誘致による産業の振興を追記、水産物の安定供給を果たす拠点として持続的発展を目指す旨追記しております。⑤については、訪れる国内外の人々の様々なテーマに対応する公民連携による取組の推進を追記しております。

4ページをお開きください。こちらのページについては、見直しに当たっての基本的な考え方を踏まえ、都市づくりの基本理念を見直ししております。見直しされた主なポイントについては記載のとおりです。

5ページをお開きください。こちらのページについても、見直しに当たっての基本的な考え方を踏まえ、都市づくりの基本方針を見直ししております。見直しされた主なポイントについては記載のとおりです。

6ページをお開きください。「主たる市街地の方針」についてです。改定案と現行計画を比較しやすいように加工しております。こちらのページについては、都市機能がコンパクトにまとまった、歩いて暮らせる集約型都市構造の形成へ見直し、人口減少・超高齢社会に対応した多様な主体が参画する都市づくりの推進を追記しております。

7ページをお開きください。こちらのページについては、見直しに当たっての基本的な考え方を踏まえ、近年、頻発化・激甚化する災害への対応へ見直し、あらゆる災害に備えた道

路網の形成推進や震災伝承について記載しております。

8 ページをお開きください。こちらのページについては、移転元地のほか、その周辺の活用促進を追記、石巻港区周辺の産業集積の促進について記載内容の見直しを行っております。

9 ページをお開きください。こちらのページについては、石巻港区へのクルーズ船寄港を追記しております。

10 ページをお開きください。こちらのページについては、現行計画の中心市街地の活性化の記載内容を整理、見直しの上、改定案に追記、人口減少や超高齢社会が進展する状況においても持続可能な市街地の形成を図ることを追記しております。

11 ページをお開きください。こちらのページについては、震災からの復興事業完了に伴い記載内容を見直ししております。高台移転や多重防御など新しいまちづくりが完了し、今後は地域防災力の強化、震災の教訓の伝承などを推進していく旨記載、近年、頻発化・激甚化する豪雨災害への対策として「流域治水」の取組を推進する旨追記しております。

12 ページをお開きください。こちらのページについては、少子高齢化による地域活力の低下に対応するため、インバウンドを含めた交流人口拡大の必要性や、地域間の連携・交流促進、圏域内道路網の整備推進や公共交通網の強化について記載内容の見直しを行っております。

13 ページをお開きください。こちらのページについては、特色あるまちづくりや交流人口・関係人口の拡大について追記しております。

これ以降につきましては、本日お配りした水色の表紙、資料No. 2 参考資料を使い、主な見直し内容について、御説明いたしますので、お手元に御用意願います。

資料No. 2の18ページ、19ページをお開きください。「2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」についてですが、現状をふまえて本文の記載内容を修正しているほか、基準年に合わせて基礎数値の修正が行われております。

20 ページをお開きください。ここからは、「主要な都市計画の決定の方針」についての記載となります。まず、「土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」のうち、「主要用途の配置の方針」ですが、復興事業の完了に伴い本文の見直しが行われております。

23 ページをお開きください。「業務地」についてですが、本市に関わる大きな変更はなく、女川駅周辺の業務機能集約が追記されております。

24 ページ、25 ページをお開きください。こちらは「商業地」についての方針となりますが、こちらにつきましても本市に関わる大きな変更はなく、女川駅周辺を都市中心商業地として追記されております。

26 ページ、27 ページをお開きください。「工業地」についての方針となります。新たな産業の誘致等が進められている現状をふまえて本文を見直し、それに伴い中段黒枠「工業地配置の基本方針」に記載のとおり「移転元地の活用を促進し、産業の高度化により本区域の発展に貢献する拠点型工業地の形成を図る。」という方針が追加されております。

28 ページ、29 ページをお開きください。「流通業務地」についての方針となります。三陸縦貫自動車道のインターチェンジとのアクセスに優れた須江地区が、新たに工業関連

型流通業務地に追加されております。

30ページ、31ページをお開きください。「住宅地」についての方針となります。今回の見直しにあたっての基本方針等に基づき、サービス施設の維持・誘導や、公共交通等と連携した、歩いて暮らすことができる居住環境の形成について新たに記載され、都市型居住促進住宅地が追加されております。

33ページをお開きください。「市街地における住宅建設の方針」についてです。住宅地における都市機能の低下や地域コミュニティの維持についての懸念、復興事業によって住宅地の形成が図られたものの、頻発化・激甚化する自然災害への対策についてのほか、既存ストックの有効活用について新たに記載されております。35ページから39ページにつきましては、見直しの基本方針や現状をふまえた修正がされております。

40ページをお開きください。今後、市街化区域への編入を予定している地区を記載しております。本市においては、市街化区域と市街化調整区域の境界線の整理により、若干の住居系地区の編入を予定しております。通常、市街化区域編入にあたっては、整開保に位置づけられた後、編入のための熟度が高まった段階で、随時、市街化区域に編入する手続きを行うこととなります。

41ページを御覧ください。ここからは、「都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」についてとなります。はじめに「交通施設の都市計画の決定の方針」ですが、広域道路ネットワークのほか、地域の交流・連携の基盤となる道路整備が追記されております。

44ページ、45ページをお開きください。おおむね10年以内実施する予定の主要な事業として、事業の完了、進捗状況に応じた変更を行っております。

46ページに主要な事業の位置が示されております。

47ページを御覧ください。「下水道及び河川・海岸の都市計画の決定の方針」についてです。はじめに「下水道」についてですが、時点修正のみとなっております。

48ページをお開きください。続いて「河川・海岸」についてです。令和元年東日本台風での甚大な被害や、頻発化・激甚化する自然災害をふまえ、その対策として「流域治水」の考え方に基づいた水災害対策の推進など、現行計画より踏み込んだ記載内容に見直しされております。また、これまでは「かわまちづくりを検討する」といった記載でしたが、整備が完了したことに伴い、活用及び親水空間の維持・保全に変更しております。

51ページをお開きください。「その他の都市施設の都市計画の決定の方針」についてです。「ごみ焼却施設」について、延命を図りながら維持管理しつつ、長期的な観点から施設の更新をする旨記載しております。

52ページをお開きください。「市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」についてです。現行計画で位置付けられていた事業が整備完了したことに伴い事業を削除しております。なお、おおむね10年以内実施する主要な事業については特に予定されておられません。

54ページをお開きください。「自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」についてです。グリーンインフラを基本とした緑地環境の整備・維持管理や、公園や自然的環境の多面的な効果の発揮を新たに位置付けております。

61ページをお開きください。「防災に関する都市計画の決定の方針」についてです。復興事業の完了に伴い、居住環境の整備が一定程度落ち着いたことから、今後の減災や流域治水の考え方を主とした記載に変更されております。また今回から新たに「防災の基本方針」が追加され、各種防災に係る方針が示されております。

以上が第174号議案「石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」の説明となりますが、見直しに伴う本市の都市計画マスタープランへの影響につきまして、改めて御報告いたします。今回の整開保における主な見直し箇所といたしましては、コンパクト・プラス・ネットワークや復興事業の進展に伴い発生している移転元地等の有効活用、持続可能な市街地の形成等でしたが、本市の都市計画マスタープランにつきましては、復興事業の終息に併せ、また人口減少や超高齢社会等を踏まえた改定を令和4年に行っており、既に「まちづくりの基本理念」や「まちづくりの基本目標」、その他計画の各所に反映されている内容であり、さらに昨年10月に策定いたしました「立地適正化計画」においても同様に、社会情勢や国の動向を踏まえて策定しているため、影響が及ぶものではないと考えております。

以上で第174号議案の説明を終了いたします。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**【丸岡会長】**

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたので、御質問等ありましたらお願いいたします。山口委員さん。

**【山口委員】**

はい。1点まずお伺いします。10月に市民の説明会をされたということなんですけれども、その中の市民の参加人数、そして主にどういったご意見が出されたのかご紹介できればお伺いしたいと思います

**【丸岡会長】**

事務局からいかがでしょうか。お願いします。

**【事務局】**

都市計画課相原と申します。住民説明会ですが、こちらについては県の説明会であり、合同庁舎で開かれております。参加人数は1名だけで、特段意見というものはございませんでした。以上です。

**【丸岡会長】**

よろしいでしょうか。山口委員さん。

**【山口委員】**

はい。1名だけで意見がなかったということでお伺いしました。配布いただいた資料のNO. 4、A3の方からちょっと御質問させていただきたいと思うんですけども、こちらの10ページです。10ページで社会的な社会的課題への都市計画としての対応ということで変更点がいろいろ記載されているわけですけども、このページを見て、新旧対照でパッと見て一番目立つのは、中心市街地の活性化という項目がもう丸まるっきり0になっていると。今までのどこかに表現を変えて継続するというのではなくて、項目自体が丸々削除になっているというところがすごくインパクトが大きいなというふうに感じました。この右側の見直しの主なポイントのところを拝見させていただくと、現行の中心市街地活性化の記載内容を整理したということで、(1)の方に網羅しているというような御説明がありましたけれども、ここに書いてあるのは、中心市街地での人との交流やにぎわい文化などの機能の低下、空き地空き家など空き家の増加などを、生活空間としての魅力の創出が懸念されるという課題が書いてあるわけで、今後この中心市街地をどうしていくかというところが、これ見えないのかなというふうに思っています。この資料4のこのページ石巻市都市計画マスタープランへの影響が、当該の項目を見ても、整合性を図られているので、見直しの必要ないというようなコメントが書かれていますが、石巻市都市計画マスタープランとの整合性は確かにそうなのかもしれませんけれども、石巻は別に総合基本計画の中でこの中心市街地への取り組みというのは、リーディングプロジェクトにもなっておりますし、また中心市街地活性化、基本計画というようなところを別立ての計画で立てているはずで、こちらの計画との整合性っていうのはこれ取られたのでしょうか、お伺いしたいと思います。

**【丸岡会長】**

事務局から回答をお願いいたします。

**【事務局】**

委員さんから御指摘のありました中心市街地活性化基本計画との詳細の部分までは確認は出来ておりませんが、中心市街地の活性化が左側の持続可能な市街地の形成と中心市街地の活性化という部分で、宮城県の方針としての整理の中では、こちらの方に含まれているという見解のもとで、委員さんから御指摘のありました中心市街地の活性化を否定するものではなく、市の都市マス等に基づいて、中心市街地の活性化については図っていきたいと思っております。以上です。

**【丸岡会長】**

よろしいでしょうか。山口委員さん。

**【山口委員】**

市、県としては、この文言の整理の中で、中心市街地活性化の観点も含んで整理をした

という判断があったというのと、さらに市としては、中心市街地活性化基本計画との詳細のすり合わせというのは行ってないというような答弁でした。中心市街地の活性化は、何もインフラ整備だけで行われるものではなくて、市全体として市の中心地をどう盛り上げていくかという観点から様々な部署がこれに取り組んでいると思うのですが、例えば中心市街地活性化基本計画の担当箇所である産業部との打ち合わせ、意見交換はされなかったのですか、お伺いします。

**【丸岡会長】**

事務局から回答をお願いいたします。

**【事務局】**

こちらの整開保につきましては、宮城県から事前に照会がありまして、昨年全庁的に、照会をかけております。その際、特に産業部の方から意見はありませんでした。以上です。

**【丸岡会長】**

山口委員さん。

**【山口委員】**

はい。そうしますと産業部もこの中心市街地活性化という項目が丸々なくなることについては、おそらく目を通したはずだから、承認してるんだろうというような受けとめということでもよろしいですね。

**【丸岡会長】**

事務局からお願いいたします。

**【事務局】**

全庁的に照会をかけまして、各部取りまとめいただき、回答いただいている中で産業部では、特に問題ないという意見だったと理解しております。

**【丸岡会長】**

山口委員さん。

**【山口委員】**

はい。産業部が理解しているということは了解しました。資料NO. 4の11ページですが、多重防御の関係についてお伺いしたいと思います。先ほどの御説明では、見直しのポイント、この資料でいくと右の(2)ですね、都市防災機能の強化の方に書いていますけれども、高台移転や多重防御などはもう完了したと言うような説明でした。私の認識

では完全に完了したというふうな認識を持ってございません。例えば門脇流留線の高盛土道路の裏、鉄道のトンネルの部分、我々議会には津波の多重防御だということで、高盛土道路で、ある程度整備をするというような説明がなされたわけですが、現実的にはその鉄道のトンネルは現状も開いたままだというようなことです。これについては、市も予算をつけて、その対応方法について調査研究を進めているところだというのは認識しますが、県の事業として、こちら整備されたわけで、県に、県側としてもその認識は共通で持っておいていただかなければ困るというふうに思っているのです。というのも、この文言の修正になると、当局の今先ほどの説明でも完了したという認識で、既に県と市が共有しているというような受けとめをしてしまいますけれども、多重防御と門脇流留線の状況についてはどのように市としては考えているのかお伺いしたいと思います。

**【丸岡会長】**

事務局から回答をお願いします。

**【事務局】**

御指摘のありました門脇流留線の開口部の部分ですが、そちらについては確かに完全に塞がっておりませんので、今現在都市計画課にて業務の方で検討しているところであります。確かに完了という部分に関しては、今後も検討の方を続けていかなければならないという認識であります。

**【丸岡会長】**

山口委員さん。

**【山口委員】**

要望になるかもしれませんが、この完了したという認識は、市と県で共有して欲しくないんですよ。これはやはり、いつ来るかわからない津波に対して多重防御で守ることが、石巻のこれまでの復興計画の中で一番のキーワードだったわけですから、ここは完了したという認識を、検討で共有していただきたくないというのが私の考えです。さらには、県にもそのような認識を持っていただくために、この部分については継続して、県と市が取り組めるような文言修正などを事務局レベルで何かできないものか、最後に見解をお伺いしたいと思います。

**【丸岡会長】**

事務局から回答をお願いします。

**【事務局】**

委員さんの意見を踏まえ、宮城県へ回答する際に、完了という部分に関して、修正又は変更の協議をしたいと思っております（後述にて発言訂正あり）。

**【丸岡会長】**

よろしいでしょうか。ありがとうございます。他にございませんでしょうか。星委員さんお願いします。

**【星委員】**

はい。避難関係で少し確認なんですけども、今説明された現行計画とか改定案の比較11ページですが、非改定案の方はですね、ちょっと読んでみますと、震災により甚大な人的物的被害を受けたと。高台移転や多重防御など新しいまちが進められてきた。今後は新たな地域コミュニティの形成促進により、地域防災力の強化、震災の教訓の伝承など推進とありますが、甚大な震災、15年前あったんですがそれプラス、現在は県から示された最大津波の概ね浸水が2mプラスで示されておりますよね。つまり、前回よりも2mプラスってことは浸水区域が広がっているわけなんです。簡単に考えれば垂直避難とか遠くに逃げればいいわけですが、避難者数は前回よりは非常に多くなっている。そういった中でこの中ですね、新たな地域コミュニティ形成促進云々となっておりますが、これで防げるっていうことは、どういったことをイメージされておるんでしょうかね。まず1つ伺います。

**【丸岡会長】**

事務局から回答をお願いします。

**【事務局】**

防災の指針ですが、宮城県としては完全に災害を防ぐ訳ではなく、減災という考えであり、津波が来たら逃げるという部分の時間稼ぎの視点から、減災という考え方で整備方針として進めているところでございます。

**【丸岡会長】**

星委員さん、よろしいでしょうか。はい。お願いします。

**【星委員】**

他に質問します。減災はもちろんわかるんですね。前回作った多重防御については、最大最悪の時間になると、絶対壊れてしまうと、そういったことからプラス2mほど今度上がるからそれに対応するような感じで今動いてますね。これも防災担当課では見たんでしょうけども、現在の避難計画見てもですね、ハード整備については何ら触れられてないんですね。これはつまり避難タワーとかですね、そういった直接垂直整備するものがですねもっと増えなければ減災じゃなくて、もっともっと災害が増えますよってことなんですね。担当課が納得したからいいんではなくてですね、これは大きな問題だと思っております。問題提起だけしますけども、1つ。それから、先ほど、山口さんが言われてですね中心市街地も同じですね、ここで項目を割愛するっていうことは、非常に何だ、整備に対す

る意欲はトーンダウンしてるという判断しかないんですね。私それでよろしいのかということ、担当課の産業部がいいからそうだという話になるのであればですね、我々審議会の方の位置付けは何もない、なくたって構わないわけで、あれは私とすれば、役所がそうであってもですね、石巻市の蛇田地区はもちろんよろしいんですけども、中心市街地の沿線それから中瀬、萬画館等々、その軸をですね、整備開発をもっと充実させないですね、街中で人も歩かないし、それと大きな視点を持ってるんですね。だからもう少しトーンダウンするんじゃないかとですね、そこらの問題の考え方をもう少し掘り下げて提案していただきたいと思うんですが。まず考え方を伺います。

**【丸岡会長】**

事務局からお願いします。

**【事務局】**

中心市街地の部分につきましては、先ほどのようにトーンダウンしたような形の記載ではありますけども、都市計画事業として中心市街地で行われる事業については、今現在特段予定されているものではありません。ただその中心市街地における親水空間の活用、そういった部分で今後も中心市街地のソフト対策をメインとしたまちづくりという部分に関しては今後も続けていきます。以上です。

**【丸岡会長】**

星委員さんお願いします。

**【星委員】**

もう1つですが、今回県から示された見直し方針については全くその通りなんですね。将来人口減少少子高齢化社会におけるですね、地域で歩いて暮らせるまちづくり、この推進のためには、公共交通ネットワークとか、交通ネットワークの形成が必要だというふうになってますが、これは全くその通りでありまして、現在ここに載ってるのは、バス関係の幹線道路の整備に載ってますが、それだけではまちづくりの方針としては弱いんじゃないかと思うんですね。バス停バス路線整備だけでは歩いたまちづくりはできないと思いますが、どういう見解でしょうか。

**【丸岡会長】**

事務局からお願いします。

**【事務局】**

こちらの整備開発保全の方針については、まちづくりの方針とはなりますが、基本的には都市計画事業として進めていく事業の位置付けがメインとなっております。そのまちづくりの中で、この方針に基づいて、まちづくりと地域公共交通ネットワーク等の部分につ

いて進めていく指針となりますが、基本的には都市計画事業の位置付けとなっております。

【丸岡会長】

星委員さん。

【星委員】

その件はちょっと私の勘違いなのかな、お伺いしますが、資料NO. 1のですね、3ページの見直しの方針の中で、歩いて暮らせるまちづくりの実現となっておりますが、この高齢化社会の中で歩いて暮らせるといいますとね、バス路線だけの整備戦略では駄目で、バス路線の停留所まで行ける戦略。もしくはバス路線をなんですかね、潜っていける整備手法がないと駄目なんですよ。つまり、現在の石巻市のですね、バス路線もしくはいろんな乗り合いバス等々やっていますが、それはバス路線を跨いでは駄目な方仕組みになってですね、わかりませんか。バス路線を跨いでいくコミュニティバスとか乗り合いバスは駄目なんですよ、国交省の方針で、そういったものがある中で、テーマ上段、歩いて暮らせるまちづくりはいいんだけど、それに対するやり方がですね、バス路線整備だけの提案だけでは弱いんじゃないですかって意味なんです。そこあたり担当部局とどのような調整をされたんですか。

【丸岡会長】

星委員さん。

【星委員】

はい。もう1つお聞きしますね。資料NO. 1の4ページですが、産業関係なんです、移転元地や復興事業で整備された宅地等の有効活用により交流人口関係人口拡大してますね。ここの移転元地の利活用というのが県の方では出て参りますけども、私もそのようには非常に感じます。移転元地は被災した後の元地でありまして、危険区域がほとんどですよ。その中には公共用地と、それから民間用地が混在してるわけですね、その混在しているところを何とかパズルみたいな感じで整備したいという方針、それが非常に難しいんですけども、これは言っても土地を利用するときの大前提の話なんですけれども、こちら辺りは県の方若しくは市の方ではどのように考えていらっしゃるか。

【丸岡会長】

事務局からお願いします。

【事務局】

移転元地については、確かに委員さん指摘のように、災害危険区域として、殆ど再居住ができない形となっております。産業ゾーンとして産業の集積等に活用するという形で、区画整理事業によって整備された部分の産業ゾーンとして活用しているところで、まだ全

て埋まっていない状況であるため、移転元地の有効活用というような形で記載されているところでございます。

**【丸岡会長】**

星さんよろしいでしょうか。ありがとうございました。他にございませんでしょうか。苅谷委員さん。

**【苅谷委員】**

苅谷です。御説明ありがとうございました。2点ですね、1点目は先ほど星議員と山口議員がおっしゃられた中心市街地の活性化に関しまして私も同様に思っておりまして、そんな中、追記や、目指すべき像が記載されると望ましいなというふうに感じました。一方で市民としてというか事業者としては活性化に向けて頑張っ参りたいと思います。はい。2点目がメインというか、中心になるんですけども、御説明いただいた2番の資料の40ページ、に市街化区域編入予定地区として、3つの自治体の土地利用などが記載されているんですが、番号2の東松島市でこのたび工業商業住居系ってということで、前回商業業務地だったところに新たに住居系というのが加わっているんですが、こちらもし御存知であればいいんですけども、面積としての増加が含まれるものがどうかということかを教えていただけますでしょうか。

**【丸岡会長】**

事務局から回答をお願いします。

**【事務局】**

都市計画課の阿部といいます。私の方から東松島市の住居系の今回増えた理由について、以前西道下と赤井地区を商業系の区域区分の変更した際に、その当時の東松島市の担当の方とこれからの編入についてお話した経緯がありました。そこについて東松島市では、若い方への住居等々を今後広げていきたいという意向があるということで、宮城県と協議をしていると伺った経緯がございます。中心市街地と言われるところに空き用地もあるため、新しい住居系というふうな形ではなくて、空き地利用をうまく展開できないかなというお話も、聞きましたが、東松島市は若者向けの住居系を広げていきたいという意向があると伺っております。以上です。

**【丸岡会長】**

よろしいでしょうか。苅谷委員さん。

**【苅谷委員】**

はい。ありがとうございます。おそらくそのような理由で面積的にも今後増やしていくという御意向があるのではないかというふうに感じておりました。一方でこちらの資料の1

の方の15ページで市街化区域の規模ということで、今回の計画整開保の中に、3つの自治体の基準年令和2年度とそれから10年後の令和12年の面積の変化が記載されておりますが、石巻市では先ほど修正あります3,325.4haから11haマイナス3,314ha、一方で東松島市が757.9haから17ha増えて775haとなっていることで、おそらく今お話いただいたような住宅地の編入などによってこのあたりの面積が増えてくるんじゃないかというふうに感じております。これ単純に面積が増えるから良い悪いっていう話ではないんですけれども、基本方針で挙げられているようなコンパクト・プラス・ネットワークというところに、一方で石巻市がどういう形かはちょっと定かではないですけれども、規模のコンパクト化を図っている一方で、隣の自治体でそれ以上の区域編入によって市街地が増えていくという実態は、あまりそのまま見ればよろしくないのではないかと思いますし、この計画、計画というか成果自体がおそらくこういった事態を調整なり、統制していく役割が果たすものだと思うんですけれども、実際のその中身に関してその辺が調整できる内容になってないのではないかというふうに感じます。質問もう1つはですね、そういう部分を担保するというか、調整していく大きな部分が資料1番の34ページ、6)計画的な市街地整備の見通しがある区域に関する方針だと思うんですけれども、こちらに次の条件を満たす地区ということで6点書いてあるんですが、こちらに基本方針に掲げるようなコンパクト・プラス・ネットワークについて検証する項目がないというのは、これ大変よろしくないことではないかというふうに思っておりますので、東松島市さん自身がそういった住宅開発の圧力があるから、市街地を拡大していきたいと、それはそれで1つ合理的といいますか選択としてあると思うんですけれども、そこに本当に基本方針と合致しているかっていうことと、お隣石巻市ではコンパクトシティだとか中心市街地活性化に向けた事業を行っている中で、そこへの影響がないかだとか、そこでの調整が図られているかっていうところも、この項目に条項として満たすべきではないかというふうに考えます。こちらは、意見になります。

**【丸岡会長】**

事務局から回答をお願いします。

**【事務局】**

コンパクト・プラス・ネットワークに関する基本方針の部分について、こちらの同34ページの計画的な市街地整備の見通しがある区域に関する方針へ追加の部分ですが、こちら方については今回委員さんの意見を踏まえ、宮城県に対する意見として、事前に県と協議し、回答を考えたいと思います。

**【丸岡会長】**

よろしいでしょうか。ありがとうございます。他にございませんでしょうか。はい。星委員さん。

**【星委員】**

資料の1番の14ページですが、ここに産業の規模の想定、書かれてましてですね、生産規模として、製造品出荷額が基準年3,735億円がですね、多分これを令和2年と読めばいいんですかね。それが10年後には4,364億と、概ね約20%ほど増えてるんですが、令和3年度までの経済センサス見ますと、石巻は5年間ほど、マイナスだったんですね。これが令和3年から12年まででこれだけ増えるという根拠と中身を教えてください。

**【丸岡会長】**

事務局からお願いします。

**【事務局】**

こちらの部分については、製造品出荷額等においては、総合計画の宮城の将来ビジョンでは当県全体の令和2年目標値を37,199億円としていました。しかし、平成30年の時点で実績値は40,080億円となり、令和元年より減少したものの令和2年目標値を達成していたということで令和元年はコロナの影響で一時的に減少したものの、今後もその増加は続くと想定しております。令和2年度に作成した、県の新宮城の将来ビジョンでは、全計画の発展期の目標増加率を継続して設定しているところでございます。令和元年のコロナ渦の部分での減少はありますが、それ以前の増加を踏まえ設定しているという県の想定となっております。

**【丸岡会長】**

よろしいでしょうか。他に御質問ございませんでしょうか。では御質問がないということですので、それでは最初に、第174号議案、石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（宮城県決定）についてお諮りします。原案どおり承認する事に、賛成の方の挙手をお願いします。

（委員による挙手）

賛成多数により、本案は原案のとおり承認されました。ありがとうございます。

続きまして、第175号議案、河北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（宮城県決定）について、事務局より説明をお願いします。

**【事務局】**

それでは、第175号議案「河北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更について、御説明いたします。水色の表紙、資料No.1議案書の56ページをお開きください。

「河北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」の計画書でございます。「2 変更理由」につきましては、先ほど御説明しました石巻広域都市計画区域と同様となっております。見直しが行われた箇所の説明をさせていただきますので、先ほどと同様、資料No.4

説明資料をお手元に御用意願います。こちらの資料は資料No. 2参考資料の66ページから71ページまでの見直しの主なポイント等を整理し、さらに石巻市で策定している「石巻市都市計画マスタープラン」への影響を取りまとめたものとなっております。

それでは、見直しが行われた箇所の説明をさせていただきますので、14ページをお開きください。こちらのページでは、コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造の実現を目指す旨追記、防災対策に関し、「流域治水」の取組推進により安全・安心なまちづくりを推進する旨追記、三陸縦貫自動車道の全線開通を機に広域的な連携強化と交流促進を図る旨追記、危険な盛土等に対する規制を追記しております。この見直しによる都市マスへの影響についてですが、まちづくりの基本理念や基本目標の記載内容から読み取れることから、整開保との整合は図られており都市マスの見直しの必要性はないと考えております。なお、今回見直した河北都市計画区域の整開保の各項目について、都市マスへの影響はないと考えており、15ページ以降は整開保の見直し箇所のみ説明とさせていただきます。

それでは、15ページをお開きください。こちらのページについては、移転元地及びその周辺も活用した旨追記しております。

16ページをお開きください。こちらのページについては、文言等の整理と、空き家や空地・未利用地の増加による都市のスポンジ化等を追記しております。

17ページをお開きください。こちらのページについては、現状に合わせて文言等の整理を行っております。

18ページをお開きください。こちらのページについては、現状に合わせて文言等の整理を行ったほか、「流域治水」の取組推進を追記、避難道路等のネットワーク強化について追記、図面へ商業・業務ゾーンを追記しております。これ以降につきましては、先ほどと同様、本日お配りした水色の表紙、資料No. 2参考資料を使い、主な見直し内容について、御説明いたしますので、お手元に御用意願います。

資料No. 2の72ページをお開きください。こちらのページでは、産業の見直しについて、現状に合わせて本文の見直しを行っております。

73ページをお開きください。こちらのページでは、今回新たに商業・業務ゾーンが追加されており、交通体系や公共交通を活かした商業・業務地としての機能維持を図ることとしております。

74ページを御覧ください。こちらのページでは、防災集団移転事業等の完了に伴う文言の削除のほか、本区域の平地部の大半が浸水想定区域となっていることを踏まえ、河川や水路の改修促進や災害時の避難路確保について追記しております。

75ページをお開きください。こちらのページでは、おおむね10年以内に実施する事業として、河北桃生線を追記しております。

80ページをお開きください。こちらのページでは、グリーンインフラを基本とした緑地環境の整備・維持管理や市民との協働や公民連携による緑地の形成、緑地の適正な配置と施設の長寿命化の推進等が追記されております。

81ページをお開きください。こちらのページでは、今後の減災や流域治水の考え方について見直しが行われ、防災の基本方針が追加されたほか、地震災害や大規模災害、避難・輸

送ネットワークについて見直しが行われております。

以上が第175号議案「河北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」の説明となりますが、見直しに伴う本市の都市計画マスタープランへの影響につきまして、改めて御報告いたします。今回の整開保における主な見直し箇所といたしましては、コンパクト・プラス・ネットワークや流域治水の取組を推進する認識のもと、三陸縦貫自動車道の全線開通による広域的な連携強化を図ると共に災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくり、移転元地等の有効活用等でしたが、第174号議案同様、本市の都市計画マスタープランにつきましては、改定を令和4年に行っており、既に「まちづくりの基本理念」や「まちづくりの基本目標」、その他計画の各所に反映されている内容であることから、影響が及ぶものではないと考えております。

以上で第175号議案の説明を終了いたします。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**【丸岡会長】**

ただいま事務局から説明がありましたので、御質問等ありましたらお願いいたします。  
高橋委員。

**【高橋委員】**

73ページちょっと見ていただけますか。議案書の1、図面のとこですね。河北都市計画基本方針付図となっているんですけども、結構河北町もですね御存知の通り面積広いんですよ。ほとんど山が多いんですけども、その中で河北桃生線工事箇所ね、いわゆる計画事業として、これ1か所だけなんですか河北では。結構河北でもですね県道やら国道やら市道も結構通っているところが多いんですけども、こういう場所の距離的にもじゃないんですけども、それ以外のところっていうのはこの10年以内に予定っていうのはないんですか。

**【丸岡会長】**

事務局からお願いします。

**【事務局】**

河北都市計画区域につきましては、こちらの73ページにありますように、ピンク色に囲まれた区域が河北都市計画区域となっております。そちらの部分に関連した都市計画事業としましては、河北も当路線のみ位置付けられているところでございます。

**【丸岡会長】**

はい。よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。荻谷委員さんお願いします。

**【荻谷委員】**

御説明ありがとうございました。参考書2番の方の71ページにゾーニング図といいますが、そちらで今回商業業務ゾーン成田地区というのを追加されているんですけども、こちらとあれか二子の上品の郷のところで、そこを新たに追加された理由と、あとはこれが立地適正化計画と何か整合を図るためというようなことはあるかどうかというところを聞きたかったです。

**【丸岡会長】**

事務局から回答をお願いします。

**【事務局】**

委員さん御指摘のように、二子の部分と、河北総合支所の周辺の一部の部分、こちらを現状に合わせて商業業務ゾーンとして追加するものでございます。立適の部分につきましては、こちらの部分と、立適の中では河北総合支所周辺は地域生活拠点として位置付けておりまして、その部分の中で総合支所周辺の部分等を踏まえて生活利便施設の集約を図るという部分で、立地適正化計画の方にも位置付けの方はされていると理解しております。

**【丸岡会長】**

他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、第175号議案、河北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（宮城県決定）についてお諮りします。原案どおり承認する事に、賛成の方の挙手をお願いします。

（委員による挙手）

全員賛成により、本案は原案のとおり承認されました。ありがとうございます。

以上で本日の議事は終了となります。最後に次第の5、その他として委員の皆様から何かございますか。無ければ、事務局からございますか。事務局お願いします。

**【事務局】**

第174号議案で、山口議員から御指摘ありました、復興事業の完了という部分ですが、こちらの資料4右側の見直しの主なポイント等々については、先ほどの資料4の11ページになりますが、こちらの右側の見直しの主なポイントの方につきましては市の方で要約した形で書いております。その際に、復興事業の完了という表現にしてみました。その部分で宮城県の方にはJR開口部の部分につきましては、改めて完了という意味合いではなく、今後も継続して協議が必要だという部分で協議させていただきたいと思えます。こちらの資料の書き方に誤りがありました。申し訳ございませんでした。以上となります。

**【丸岡会長】**

ありがとうございました。他にございますか。よろしいでしょうか。

それでは進行を事務局にお返しします。皆様長時間にわたってどうもありがとうございました。

**【司会】**

丸岡会長、議事進行ありがとうございました。次回、第49回石巻市都市計画審議会  
は、開催予定が決まりましたら御案内させていただきますので、よろしくお願  
いいたします。

以上を持ちまして、第48回石巻市都市計画審議会を終了いたします。委員の  
皆様、本日は大変ありがとうございました。駐車券をお預けした方は、受付  
にてお返ししますのでお申し付けください。

午前11時30分 閉会